



目 次

規 則	ペー
◎高知県災害救助基金規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	1
◎海岸保全区域の指定 (港湾・海岸課)	1
◎告示 (海岸保全区域の指定) の一部改正 (")	4
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	4
○政治団体異動の届出	5
○政治団体解散の届出	5
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	5
高知県収用委員会公告	
○収用の裁決手続の開始の決定 (2件)	7
○収用及び使用の裁決手続の開始の決定	8
正 誤	
◎正誤 (平26・10・21付け 告示)	10

規 則

高知県災害救助基金規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年11月28日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第113号

高知県災害救助基金規則の一部を改正する規則
高知県災害救助基金規則 (昭和41年高知県規則第69号) の一部を次のように改正する。
第1条中「第37条」を「第22条」に改める。
第2条中「第41条第3号に規定する」を「第26条第3号の」に、「第23条第1項第2号」を「第4条第1項第2号」に改める。

第3条第2項中「新たに」を「前項の規定にかかわらず、新たに」に改める。

第4条第3項中「事項は、」を「事項は、知事が」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第642号

安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成26年11月13日に受けたので、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年11月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量 (写真地図等のデータ整備)
- 2 作業期間
平成26年11月15日から平成27年3月31日まで
- 3 作業地域
安芸郡田野町芝及び奈半利川

高知県告示第643号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年11月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町桐見川字ウスギ1324番1から	前	3.0 }	251
	後	7.2	
高岡郡越知町桐見川字ツエノスソ1421番1まで	後	6.8 }	251
		10.0	

高知県告示第644号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年11月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大用大方
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町加持川字前田下切839番2から幡多郡黒潮町加持字南甲才2456番1まで	前	4.3 }	113
		10.9	
幡多郡黒潮町加持川字宮ノ谷857番1地先から幡多郡黒潮町加持字南甲才2449番5まで	後 A	4.3 }	43
		9.2	
幡多郡黒潮町加持川字前田下切839番2から幡多郡黒潮町加持字南甲才2456番1まで	後 B	6.2 }	104
		14.1	

高知県告示第645号

海岸法 (昭和31年法律第101号) 第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる海岸を国土交通省所管海岸保全区域として指定する。

平成26年11月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 立目海岸
 - (1) 基準点
ア 須崎市浦ノ内立目摺木字ウヅ尻33番11地先に設けた点 (基準点) を基準点1とする。
イ 基準点1から方位角285度54分20秒161.564メートルの点 (基準点) を基準点2とする。
ウ 基準点2から方位角243度48分52秒90.346メートルの点 (基準点) を基準点3とする。
エ 基準点3から方位角198度08分46秒93.135メートルの点

<p>(基準鈺)を基準点4とする。</p> <p>(2) 補助点</p> <p>ア 基準点1から基準点4までの間の海上に基1A-1から基4Aまでを設定する。</p> <p>イ 基準点1から基準点4までの間の陸側は、基1B-1から基1B-12までの間は防波堤裏を境界とし、基1B-13から基3B-7までの間は防波堤裏にある側溝外を境界とし、基3B-8は防波堤裏を境界とし、基1B-1から基3B-8までを設定する。</p> <p>ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>基1A-1 基準点1から方位角218度23分37秒50.000メートルの点</p> <p>基1A-2 基準点1から方位角249度06分32秒74.794メートルの点</p> <p>基1A-3 基準点1から方位角263度08分28秒140.078メートルの点</p> <p>基3A 基準点3から方位角133度00分29秒50.000メートルの点</p> <p>基4A 基準点4から方位角113度05分11秒50.000メートルの点</p> <p>基1B-1 基準点1から方位角43度47分41秒4.908メートルの点</p> <p>基1B-2 基準点1から方位角308度01分09秒53.182メートルの点</p> <p>基1B-3 基準点1から方位角308度31分45秒57.994メートルの点</p> <p>基1B-4 基準点1から方位角304度51分09秒67.857メートルの点</p> <p>基1B-5 基準点1から方位角300度26分28秒68.250メートルの点</p> <p>基1B-6 基準点1から方位角296度39分48秒69.317メートルの点</p> <p>基1B-7 基準点1から方位角294度56分54秒72.361メートルの点</p> <p>基1B-8 基準点1から方位角286度58分44秒131.429メートルの点</p> <p>基1B-9 基準点1から方位角286度51分08秒135.213メートルの点</p> <p>基1B-10 基準点1から方位角287度32分34秒140.171メートルの点</p> <p>基1B-11 基準点1から方位角289度08分03秒145.120メートルの点</p> <p>基1B-12 基準点1から方位角292度09分34秒154.834メートルの点</p> <p>基1B-13 基準点1から方位角288度02分36秒164.030</p>	<p>メートルの点</p> <p>基2B-1 基準点2から方位角272度09分31秒13.088メートルの点</p> <p>基2B-2 基準点2から方位角267度18分40秒17.139メートルの点</p> <p>基2B-3 基準点2から方位角265度08分06秒22.923メートルの点</p> <p>基2B-4 基準点2から方位角263度46分23秒39.026メートルの点</p> <p>基2B-5 基準点2から方位角263度14分37秒43.919メートルの点</p> <p>基2B-6 基準点2から方位角261度44分32秒48.772メートルの点</p> <p>基2B-7 基準点2から方位角260度51分11秒50.797メートルの点</p> <p>基2B-8 基準点2から方位角259度44分32秒52.926メートルの点</p> <p>基2B-9 基準点2から方位角257度55分33秒56.005メートルの点</p> <p>基2B-10 基準点2から方位角246度59分07秒87.015メートルの点</p> <p>基3B-1 基準点3から方位角287度42分51秒3.720メートルの点</p> <p>基3B-2 基準点3から方位角241度15分10秒8.456メートルの点</p> <p>基3B-3 基準点3から方位角223度52分42秒19.034メートルの点</p> <p>基3B-4 基準点3から方位角217度17分43秒30.126メートルの点</p> <p>基3B-5 基準点3から方位角213度02分25秒39.009メートルの点</p> <p>基3B-6 基準点3から方位角210度11分53秒44.744メートルの点</p> <p>基3B-7 基準点3から方位角197度40分48秒78.403メートルの点</p> <p>基3B-8 基準点3から方位角198度25分42秒93.462メートルの点</p> <p>(3) 区域</p> <p>基準点1、基1A-1から基4Aまで、基準点4、基3B-8から基1B-1まで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>2 摺木海岸</p> <p>(1) 基準点</p> <p>ア 須崎市浦ノ内立田摺木字小アジロ716番3地先に設けた点(基準鈺)を基準点1とする。</p>	<p>イ 基準点1から方位角289度32分26秒22.008メートルの点(基準鈺)を基準点2とする。</p> <p>ウ 基準点2から方位角323度44分26秒65.619メートルの点(基準鈺)を基準点3とする。</p> <p>エ 基準点3から方位角279度34分06秒173.640メートルの点(基準鈺)を基準点4とする。</p> <p>オ 基準点4から方位角246度24分17秒126.367メートルの点(基準鈺)を基準点5とする。</p> <p>カ 基準点5から方位角286度34分26秒42.808メートルの点(基準鈺)を基準点6とする。</p> <p>(2) 補助点</p> <p>ア 基準点1から基準点6までの間の海上に基1A-1から基6Aまでを設定する。</p> <p>イ 基準点1から基準点6までの間の陸側は、基1B-1から基2B-4までの間は防波堤裏を境界とし、基2B-5から基4B-4までの間は防波堤裏にある側溝外を境界とし、基4B-5から基6Bまでの間は防波堤裏を境界とし、基1B-1から基6Bまでを設定する。</p> <p>ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>基1A-1 基準点1から方位角211度37分07秒59.501メートルの点</p> <p>基1A-2 基準点1から方位角265度41分53秒95.009メートルの点</p> <p>基4A 基準点4から方位角176度11分47秒50.743メートルの点</p> <p>基5A 基準点5から方位角166度39分07秒51.159メートルの点</p> <p>基6A 基準点6から方位角175度24分55秒50.443メートルの点</p> <p>基1B-1 基準点1から方位角33度45分13秒0.500メートルの点</p> <p>基2B-1 基準点2から方位角299度04分24秒2.984メートルの点</p> <p>基2B-2 基準点2から方位角309度38分48秒11.164メートルの点</p> <p>基2B-3 基準点2から方位角323度21分38秒31.114メートルの点</p> <p>基2B-4 基準点2から方位角328度15分47秒56.834メートルの点</p> <p>基2B-5 基準点2から方位角324度22分23秒64.741メートルの点</p> <p>基3B-1 基準点3から方位角325度41分07秒4.630メートルの点</p> <p>基3B-2 基準点3から方位角311度56分16秒9.849メートルの点</p>
---	--	--

基3 B-3 基準点3から方位角303度15分18秒16.254メートルの点
 基3 B-4 基準点3から方位角297度17分38秒22.782メートルの点
 基3 B-5 基準点3から方位角283度41分38秒104.670メートルの点
 基3 B-6 基準点3から方位角282度31分26秒156.654メートルの点
 基3 B-7 基準点3から方位角282度14分25秒165.264メートルの点
 基3 B-8 基準点3から方位角281度43分47秒170.943メートルの点
 基3 B-9 基準点3から方位角280度55分03秒173.692メートルの点
 基4 B-1 基準点4から方位角245度28分30秒17.827メートルの点
 基4 B-2 基準点4から方位角238度53分39秒40.672メートルの点
 基4 B-3 基準点4から方位角239度50分25秒51.947メートルの点
 基4 B-4 基準点4から方位角241度50分23秒62.686メートルの点
 基4 B-5 基準点4から方位角244度42分29秒73.456メートルの点
 基4 B-6 基準点4から方位角246度40分42秒97.703メートルの点
 基5 B-1 基準点5から方位角270度15分41秒2.412メートルの点
 基5 B-2 基準点5から方位角258度05分03秒10.699メートルの点
 基5 B-3 基準点5から方位角262度36分59秒19.648メートルの点
 基5 B-4 基準点5から方位角268度50分34秒25.204メートルの点
 基5 B-5 基準点5から方位角276度21分52秒31.176メートルの点
 基6 B 基準点6から方位角357度56分07秒0.527メートルの点

(3) 区域

基準点1、基1 A-1から基6 Aまで、基準点6、基6 Bから基1 B-1まで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

3 東横浪海岸

(1) 基準点

ア 須崎市浦ノ内立目摺木字芝ノ前598番5地先に設けた点

(基準^{ひょう}錐)を基準点1とする。
 イ 基準点1から方位角299度12分54秒109.317メートルの点(基準^{ひょう}錐)を基準点2とする。
 ウ 基準点^{ひょう}2から方位角251度58分09秒131.626メートルの点(基準^{ひょう}錐)を基準点3とする。
 エ 基準点3から方位角222度30分01秒105.350メートルの点(基準^{ひょう}錐)を基準点4とする。
 オ 基準点4から方位角209度17分32秒37.164メートルの点(基準^{ひょう}錐)を基準点5とする。

(2) 補助点

ア 基準点1から基準点5までの間の海上に基1 Aから基5 Aまでを設定する。
 イ 基準点1から基準点5までの間の陸側は、基1 B-1から基2 B-5までの間は防波堤の法尻^{のり}を境界とし、基3 B-1から基4 B-3までの間は防波堤の法尻^{のり}にある側溝外を境界とし、基4 B-4から基4 B-7までには防波堤裏を境界とし、基1 B-1から基4 B-7までを設定する。
 ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
 基1 A 基準点1から方位角197度44分49秒50.565メートルの点
 基2 A 基準点2から方位角164度17分46秒52.482メートルの点
 基3 A 基準点3から方位角163度10分04秒50.768メートルの点
 基5 A 基準点5から方位角93度41分24秒54.043メートルの点
 基1 B-1 基準点1から方位角338度20分58秒0.141メートルの点
 基1 B-2 基準点1から方位角267度12分00秒6.223メートルの点
 基1 B-3 基準点1から方位角290度19分04秒6.699メートルの点
 基1 B-4 基準点1から方位角283度30分13秒9.443メートルの点
 基1 B-5 基準点1から方位角285度55分26秒13.180メートルの点
 基1 B-6 基準点1から方位角290度10分14秒15.600メートルの点
 基1 B-7 基準点1から方位角313度43分33秒34.503メートルの点
 基1 B-8 基準点1から方位角315度32分43秒39.226メートルの点
 基1 B-9 基準点1から方位角315度32分02秒39.995メートルの点

基1 B-10 基準点1から方位角315度00分49秒44.836メートルの点
 基1 B-11 基準点1から方位角314度21分09秒47.608メートルの点
 基1 B-12 基準点1から方位角312度52分17秒51.417メートルの点
 基1 B-13 基準点1から方位角304度15分19秒100.286メートルの点
 基2 B-1 基準点2から方位角354度26分45秒9.474メートルの点
 基2 B-2 基準点2から方位角282度53分19秒13.938メートルの点
 基2 B-3 基準点2から方位角263度23分19秒35.732メートルの点
 基2 B-4 基準点2から方位角256度09分20秒92.751メートルの点
 基2 B-5 基準点2から方位角254度59分53秒127.976メートルの点
 基3 B-1 基準点3から方位角254度53分42秒13.366メートルの点
 基3 B-2 基準点3から方位角231度44分51秒41.767メートルの点
 基3 B-3 基準点3から方位角227度22分16秒71.324メートルの点
 基3 B-4 基準点3から方位角225度24分46秒103.864メートルの点
 基4 B-1 基準点4から方位角309度08分21秒5.844メートルの点
 基4 B-2 基準点4から方位角270度58分58秒7.755メートルの点
 基4 B-3 基準点4から方位角234度07分11秒23.230メートルの点
 基4 B-4 基準点4から方位角228度41分17秒28.208メートルの点
 基4 B-5 基準点4から方位角219度46分44秒35.527メートルの点
 基4 B-6 基準点4から方位角216度37分44秒38.186メートルの点
 基4 B-7 基準点4から方位角215度06分56秒39.277メートルの点

(3) 区域

基準点1、基1 Aから基5 Aまで、基準点5、基4 B-7から基1 B-1まで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

4 横浪海岸

- (1) 基準点
 - ア 須崎市浦ノ内東分字ニシヨコナミ29番地先に設けた点(基準銀)を基準点1とする。
 - イ 基準点1から方位角345度25分12秒114.527メートルの点(基準銀)を基準点2とする。
 - ウ 基準点2から方位角268度41分49秒29.110メートルの点(基準銀)を基準点3とする。
 - エ 基準点3から方位角186度15分34秒23.012メートルの点(基準銀)を基準点4とする。
 - オ 基準点4から方位角263度54分32秒159.487メートルの点(基準銀)を基準点5とする。
 - カ 基準点5から方位角170度57分51秒140.532メートルの点(基準銀)を基準点6とする。
 - キ 基準点6から方位角197度11分38秒127.508メートルの点(基準銀)を基準点7とする。
 - ク 基準点7から方位角300度35分47秒122.172メートルの点(基準銀)を基準点8とする。
- (2) 補助点
 - ア 基準点1から基準点8までの間の海上に基1Aから基8Aまでを設定する。
 - イ 基準点1から基準点8までの間の陸側は、基1Bから基3Bまでの間は防波堤の法尻にある側溝外を境界とし、基4B-1から基8Bまでの間は防波堤の法尻を境界とし、基1Bから基8Bまでを設定する。
 - ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
 - 基1A 基準点1から方位角255度18分05秒50.000メートルの点
 - 基4A 基準点4から方位角182度33分46秒46.719メートルの点
 - 基5A 基準点5から方位角122度47分02秒70.508メートルの点
 - 基6A-1 基準点6から方位角67度04分04秒54.981メートルの点
 - 基6A-2 基準点6から方位角157度58分43秒117.171メートルの点
 - 基7A 基準点7から方位角187度37分47秒76.660メートルの点
 - 基8A 基準点8から方位角180度04分42秒63.552メートルの点
 - 基1B 基準点1から方位角75度30分15秒4.626メートルの点
 - 基2B-1 基準点2から方位角55度38分15秒6.263メートルの点
 - 基2B-2 基準点2から方位角34度32分55秒5.831メートルの点

- 基3B 基準点3から方位角313度16分57秒6.701メートルの点
- 基4B-1 基準点4から方位角334度00分55秒8.123メートルの点
- 基4B-2 基準点4から方位角278度07分04秒45.103メートルの点
- 基4B-3 基準点4から方位角269度00分13秒145.967メートルの点
- 基4B-4 基準点4から方位角267度54分01秒148.967メートルの点
- 基5B-1 基準点5から方位角263度46分26秒9.368メートルの点
- 基5B-2 基準点5から方位角174度06分36秒51.463メートルの点
- 基5B-3 基準点5から方位角173度02分49秒126.820メートルの点
- 基6B-1 基準点6から方位角188度43分19秒86.270メートルの点
- 基6B-2 基準点6から方位角191度00分28秒94.044メートルの点
- 基7B-1 基準点7から方位角275度39分03秒9.912メートルの点
- 基7B-2 基準点7から方位角265度40分32秒15.477メートルの点
- 基7B-3 基準点7から方位角268度52分31秒19.052メートルの点
- 基7B-4 基準点7から方位角286度28分22秒39.170メートルの点
- 基7B-5 基準点7から方位角296度44分21秒72.509メートルの点
- 基8B 基準点8から方位角43度24分40秒5.177メートルの点

(3) 区域
 基準点1、基1Aから基8Aまで、基準点8、基8Bから基1Bまで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

高知県告示第646号
 昭和33年5月高知県告示第370号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。
 平成26年11月28日

高知県知事 尾崎 正直

別表立目の項、摺木の項、東横浪の項及び横浪の項を削る。

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
 平成26年11月28日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成26年8月28日 26高都計第271号	南国市下末松字辺路 石南436番2ほか	南国市下末松433番地の1 山崎 哲美

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。
 平成26年11月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
 政党(国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党)

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党高知市城南支部	浜川 総一郎	松村 明伸	高知市河ノ瀬町37-1	平26・10・8
自由民主党高知県料理厨房会支部	岡林 実	木村 修	高知市福井東町5の9	平26・10・29

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
甫木元幸一後援会	甫木元 幸一	甫木元 幸一	高岡郡四万十町本町五番地	平26・10・9

			17号	
川村三千代後援会	川村 三千代	小島 多佳子	宿毛市平田町戸内991番地	平26・10・14
所谷英幸後援会	所谷 英幸	所谷 英幸	宿毛市山奈町山田1660番地	平26・10・22
上山精雄後援会	上山 精雄	上山 精雄	室戸市室津1692-4	平26・10・30

高知県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成26年11月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	土居ひさし後援会	宮地 豊男	異動なし	異動なし	平26・10・15
異動後		山中 靖章			

高知県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成26年11月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
自由民主党高知県	高知市大津乙1879-9	岸本 宇根	解散	平26・10・3

バス支部				
------	--	--	--	--

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
河川環境研究会	須崎市緑町4-54	坂本 迅人	解散	平26・10・6
柴岡邦男後援会	幡多郡大月町弘見2045-1	浜田 典璋	解散	平26・10・27
前田泰祐後援会	香美市土佐山田町繁藤54	面岡 統一	解散	平26・10・30

監 査 公 表

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年11月28日

高知県監査委員
26高行管第235号
平成26年10月31日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

平成26年9月9日付け26高監報第7号で報告のありました上のことについて、指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 総括において措置を求められたもの

1 契約事務

(1) 指摘事項

入札事務の誤り、予定価格の誤り、予定価格調書の不備、契約の遅延などのほか、遅延利息の誤り、暴力団排除措置に関する条項を定めていないなど契約書の不備が多数認められた。

また、決裁手続は適正に行われているものの、契約書を

作成する際に、仕様書の添付漏れ、契約日の記入漏れなどの誤りが複数発生していた。このことは、公印を押す際の校合及び審査が不十分であることが要因と考えられる。

契約は、契約当事者としての県庁全体の信頼に関わる重要な法律行為であることを認識し、段階的に複数でチェックするなど、適正な契約事務の執行を強く求める。

(2) 措置状況

会計書類の審査や職員研修、会計管理局だよりなどを通じて、管理職や会計事務を担当する職員に対し、契約の意義や重要性について周知するとともに、併せて契約書に公印を押す際における校合や審査などのチェックを十分行うことの徹底を図ります。

2 補助金事務

(1) 指摘事項

補助金事務については、これまで適正化を求めてきたところであるが、今回の監査においても、要綱改正の遅れ又は交付決定の遅れにより、補助対象期間を逸及している事例が認められた。

既着手分の事業を補助事業等の対象とすることは、原則として認められていないことから、申請書の審査期間、補助事業の遂行期間等を勘案した上で、補助金の適正かつ効率的な予算執行に向けて執行管理を徹底するよう求める。

(2) 措置状況

補助金事務については、「補助金交付要綱チェックリスト」や「補助金申請等のポイント」を作成し、配布するとともに、研修の充実を図るなど、適正化に取り組んできたところですが、今回のご指摘を受けて、要綱の制定や交付決定等の事務処理が年度末から年度初めに集中することを勘案して、2月に各所属に対し、進捗管理等の徹底を改めて指導することで、適正な補助金事務につなげてまいります。

3 情報管理

(1) 指摘事項

記録媒体（USB等）の管理について、毎月の確認等が徹底されていないところがあった。情報の管理については、県民の関心も高く、より一層厳正な管理を求める。

(2) 措置状況

USBメモリ等の管理を適切に行うためには、所属におけるチェック体制の確立が不可欠です。

このため、各所属で毎月実施することとしているUSBメモリと管理台帳との照合に加えて、所属内で確認するだけでなく、照合状況を各部局の主管課において再確認することにより、チェック体制の確立を図ります。

さらに、これまで実施してきた情報セキュリティ研修に加え、所属長を対象とした服務関係説明会など様々な機会

<p>を通じ、USBメモリの適正な管理の重要性について周知し、職員の意識の向上を図ります。</p> <p>4 その他について</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>いわゆる「消せるボールペン」を使用して会計書類その他の公文書を作成した事例が散見された。この筆記具は、改ざんが容易な上、室温変化で退色の可能性があることから、公文書への使用は、不適切であり、今後このようなことがないように周知徹底を求める。</p> <p>(2) 措置状況</p> <p>各部局の主管課長による企画会議において、公文書には「消せるボールペン」を使用しないことを含めた公文書の適正な作成や管理について周知しました。今後、職員研修の場等においても、これらのことについて職員への周知徹底に努めます。</p> <p>第2 指摘とされた機関</p> <p>1 総務事務センター</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>文具類の平成26年度単価契約において、作成した予定価格調書を封書にしていなかった。</p> <p>(2) 原因又は理由</p> <p>随意契約による単価契約物品の予定価格については、総額が予定価格調書の作成を省略できる金額以内であることから、従前から、予定価格調書は作成せず、予定価格を記載した一覧表を作成して比較していました。</p> <p>施行伺に「予定価格」については「別途調製」と記載していますが、これは「予定価格に関する資料は別途作成する」という意味で記載したものであり、上記の一覧表を指したのですが、予定価格を記載した一覧表に日付と共に作成者及び決裁権者としてそれぞれ課長印を押印していたことから、上記一覧表を予定価格調書と判断され、封書にしていなかったとの指摘を受けたものです。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>今後は、単価による比較で契約先を決定することといたしますが、総額が予定価格調書を省略できる金額であること、また、対象物品が非常に多いことから、事務軽減のため、引き続き予定価格調書の作成は省略したいと考えております。</p> <p>また、施行伺には予定価格調書を省略する旨を明記します。</p> <p>2 危機管理・防災課</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>平成26年度の高知県防災行政無線室戸中継局舎の目的外使用料について、収入調定を行っていなかった。</p> <p>(2) 原因又は理由</p>	<p>平成26年2月27日付けで通知した県有財産の一部目的外使用許可に基づき、使用料を同年4月30日までに納入させるためには、平成26年度当初に収入調定を行う必要がありましたが、年度末から年度当初にかけて行うべき業務が集中する中で、本収入調定の作成及び納入通知書の発行が漏れていたものです。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>危機管理・防災課において、所管財産に係る事務手続の処理状況を管理する処理業務の管理表に、収入調定のチェック項目を追加するとともに、複数職員（情報担当チーフと総務担当チーフ）でチェックを徹底します。</p> <p>3 食品・衛生課</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>小動物管理センターの運営費用について、高知市と費用負担の協定を締結しているが、平成25年度に購入した動物保護収容車について、協定に基づく負担金を徴収していなかった。</p> <p>(2) 原因又は理由</p> <p>中央小動物管理センター公用車3台のうち、2台が県使用分、1台が高知市使用分と使い分けをしており、当該車両は県使用分であるため、協定書の内容を十分確認せずに、県が全額負担するという両者の共通認識で協議してしましたことによるものです。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>改めて協定書の内容に基づき、高知市と協議をし、当該車両の費用負担について、協定書のとおり市の負担金を徴収することとしました。今後は、協議の際には、必ず協定書を確認し、負担内容等については、文書をもって行うこととします。</p> <p>また、不適切な事務処理を防ぐため、管理職員も含め、チェック体制の強化を図り、厳正な事務処理に努めます。</p> <p>4 財政課</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>平成25年度に印刷したパンフレットについて、配付後に内容の誤りに気づき、再印刷を行っていた。</p> <p>(2) 原因又は理由</p> <p>当初のパンフレット作成の段階においては、担当者2名が2回校正作業を行っていましたが、結果的に確認が十分ではなく、誤りを見逃す結果となったものです。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>今後は、校正作業の際の人数を増やしたり、異なる担当者の視点で確認したりするなど、今回の反省も踏まえ、誤りを未然に防ぐ体制を一層強化し、再びこのようなことが生じないように努めます。</p> <p>5 医療政策課</p>	<p>(1) 指摘事項</p> <p>平成24年度に開催した高知県救急医療協議会の委員報酬及び旅費に関する支出事務を失念し、平成25年度予算で支払っていた。</p> <p>(2) 原因又は理由</p> <p>平成25年3月29日開催の高知県救急医療協議会について、各委員へ出欠確認の通知を開催4日前に行い、委員からの出欠の回答が出揃ったのは協議会開催当日であったこと、また、担当者が会議資料の作成を優先し、経費支出伺及び旅行命令簿の作成を後回しにしてしまい、委員の報酬及び旅費の支払事務をそのまま失念してしまったことによるものです。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>指摘に係る事案は、管理監督者の業務の進捗管理が不十分であったことに起因することから、所属の問題として話し合いを行い、チーム単位で週1回、課単位で月1回の定期的な業務の進捗状況等の確認を行っています。また、各担当業務の月次スケジュール表、支払業務のチェックリスト等を活用して業務の進捗状況を「見える化」し、担当職員はもとより、チーフ及び管理職員を含む所属全体で業務の進捗管理を行っています。</p> <p>指摘を所属全体の問題として職員全員が認識し、業務の進捗管理と法令遵守を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>6 経営支援課</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>平成25年度に開催した高知県大規模小売店舗立地審議会の委員報酬に関する支出事務を失念し、平成26年度予算で支払っていた。</p> <p>(2) 原因又は理由</p> <p>委員報酬支払事務の確認作業が課内で十分にできておらず、支払が漏れてしまったものです。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>今後は、全ての支払事務に関し、チェックリストを作成し、決裁ルートにいる者がチェックできる体制を作るとともに、チェックリストについては、支払が終了するまで共通の箱で管理し、遅延していないかどうかを各チーフが毎週確認する等、所属全体で管理できる体制を作り、支払漏れが発生しないように努めます。</p> <p style="text-align: right;">26高教政第593号 平成26年10月28日</p> <p>高知県監査委員 様</p> <p style="text-align: right;">高知県教育委員会委員長</p> <p style="text-align: center;">定期監査結果に基づく措置状況について</p> <p>平成26年9月9日付け26高監報第7号で報告のありました定期</p>
--	--	---

監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項

機関名：生涯学習課

(1) 指摘事項

平成25年3月及び4月分の水道料金について、支払を失念したため、督促手数料を支払っていた。

(2) 原因又は理由

当課が管理する永国寺第2ビルの水道料金については、高知市から送付される水道料金等納入通知書(以下、「納入通知書」)を当課で確認した後、総務事務センターに送付し、同センターにおいて共通経費として一括して支出事務を実施しています。

平成25年3月及び4月分の水道料金については、当課に納入通知書が届いていたにもかかわらず、事務担当職員が総務事務センターに納入通知書を送付することを失念したため、支払いが行われず、後日、督促状が届いたことで支払いができていなかったことに気づき、督促手数料とともに水道料金を支払うこととなったものです。

(3) 今後の対応

平成25年5月及び6月分以降については、新たにチェックリストを作成し、当課での納入通知書の受付日及び総務事務センターへの送付日等を記録するとともに、担当チーフの確認を受けることで、事務担当職員の失念による送付漏れがないようにしています。

今後は、こうしたことにより督促手数料を支払うことがないように適正な事務処理に努めます。

2 記録媒体(USB等)の管理について

今回の監査結果報告において、記録媒体(USB等)についてより一層の厳正な管理が求められました。

教育委員会事務局では、個人情報等の非開示情報を含む重要な電子データを保管しているUSBメモリ等の管理について、「個人情報等を含む重要な電子データの適正な管理等の徹底について(平成23年8月5日付け23高総福第411号教育長通知)」等に基づき、適正な取扱いを行うよう努めています。

今回の定期監査結果報告を踏まえ、あらためて指導を徹底してまいります。

3 いわゆる「消せるボールペン」の公文書への使用について

今回の監査結果報告において、いわゆる「消せるボールペン」の公文書への使用は不適切であり、今後このようなことがないように周知徹底が求められました。

公文書を適正に作成することは、職員の重大な責務であり、公文書作成の実務の向上を図るために、公印の取扱いをはじめとした関係規程を見直し、10月1日から施行したところです。

今回指摘のあった事項については、職員の意識に関わる根本的な課題であり、また、適正な公文書の作成に反するものであるため、今後、職員に周知徹底を図っていくとともに、更なる意識の向上に向けて取り組んでまいります。

取用委員会公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成26年11月28日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道56号改築工事(片坂バイパス・高岡郡四万十町金上野字押川口地内から幡多郡黒潮町拳ノ川字南山地内まで)
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高岡郡四万十町金上野地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
三日月山	1500番18	墓地	山林	876㎡	876.00㎡	24.77㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 4 土地所有者の住所及び氏名
不明。ただし、高岡郡四万十町金上野470番地

金上野部落長 長谷川 安夫

又は(1)から(3)までのとおり

- (1) 持分3分の1
高岡郡四万十町金上野584番地 戸田 義計
- (2) 持分3分の1 亡中城辰馬 法定相続人
高岡郡四万十町金上野317番地 持分6分の1 中城 康子
高岡郡四万十町金上野317番地

- 持分6分の1 中城 和三
- (3) 持分3分の1 亡三宮義虎 法定相続人
兵庫県尼崎市塚口本町二丁目3番6号 弥生荘
- 持分63分の2 三宮 大丈夫
和歌山県岩出市西国分569番地の3 (809号)

- 持分63分の2 小川 弘恵
大阪府大阪市東住吉区矢田六丁目11番1-505号

- 持分63分の1 三宮 ちゑり
大阪府守口市八雲北町二丁目9番3-103号

- 持分252分の1 古橋 みゆき
大阪府大阪市淀川区新高二丁目6番40号

- 持分252分の1 経堂 佐規子
大阪府大阪市淀川区十八条二丁目5番19号 グレイスフルI-201号

- 持分252分の1 尾松 規美
大阪府大阪市淀川区新高五丁目11番14号 シェイーネ

- 持分252分の1 尾松 清美
新高パート2-305号
- 持分63分の2 三宮 弘毅
兵庫県西宮市田近野町7番2-408号

- 持分63分の2 三宮 弘毅
和歌山県岩出市岡田240番地1 (909号)

- 持分63分の2 阪本 美子
大阪府寝屋川市新家一丁目11番16号

- 持分84分の5 三宮 彌
高岡郡中土佐町上ノ加江3186番地

- 持分84分の5 森本 満
大阪府寝屋川市楠根南町20番13号

- 持分36分の1 中平 武徳
高知市西町51番地 ユニテ西町A12号

- 持分72分の1 三谷 房子
高知市大川筋二丁目4番17号 尾木マンション302号

- 持分72分の1 佐竹 守

- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成26年11月19日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成26年11月28日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類

一般国道56号改築工事（片坂バイパス・高岡郡四万十町金上野字押川口地内から幡多郡黒潮町拳ノ川字南山地内まで）

3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
幡多郡黒潮町佐賀橋川地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
ナカマ	198番	田	山林	56㎡	369.36㎡	369.36㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。
（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 4 土地所有者の住所及び氏名
幡多郡黒潮町佐賀橋川703番地5 小谷 健児
- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
登記簿記録上の永小作権者 亡弘田兵次 相続人不明。ただし、判明している相続人
高知市万々914番地10 八百川 明美
高知市介良570番地 県住5号棟305号 杭野 悟
大阪府大阪市港区三先二丁目19番8-104号 吉松 初子
大阪府大阪市港区弁天四丁目9番17号 湊田 榮子
大阪府大阪市港区八幡屋一丁目2番16-303号 弘田 眞一
高知市横内144番地148 影山 志美子
静岡県駿東郡清水町伏見810番地の3 岳南ハイツ103 水野 浩一
静岡県熱海市咲見町4番21号 アデニウム翠光園303号 水野 満理
大阪府堺市堺区大浜北町二丁目6番10-304号 乾 五知子
高知市介良乙3147番地13 弘田 五月
高岡郡四万十町飯ノ川237番地 津野 美津江
高知市介良乙3147番地13 弘田 英敏
高知市百石町三丁目18番14号 橋本 りえ子
幡多郡黒潮町佐賀橋川683番地 弘田 秀典
高知市春野町森山172番地 森 清子
幡多郡黒潮町蜷川2688番地 都築 幸美
大阪府豊中市上津島二丁目19番24号 大塚 康子

- 大阪府豊中市曾根南町三丁目11番4号 大塚 凱宣
香川県観音寺市豊浜町姫浜1254番地1 石本 和子
大阪府豊中市上津島二丁目1番10号 國安 福恵
宮崎県宮崎市佐土原町下田島12050番地22 弘田 紘一
大阪府大阪市港区夕風二丁目2番16号 弘田 俊次
大阪府大阪市港区夕風二丁目2番16号 弘田 俊子
幡多郡黒潮町白濱116番地 河内 勝代
幡多郡黒潮町白濱14番地5 松本 美千代
大阪府門真市江端町7番4-106号 伊藤 由美子
幡多郡黒潮町不破原176番地 大塚 勝福
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成26年11月19日

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。
平成26年11月28日
高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道56号改築工事（片坂バイパス・高岡郡四万十町金上野字押川口地内から幡多郡黒潮町拳ノ川字南山地内まで）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
幡多郡黒潮町市野瀬地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
大ツエ山	1016番34	山林	山林	18,757㎡	7,002.28㎡	979.96㎡

- 収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。
（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）
- 4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
幡多郡黒潮町市野瀬地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
大ツエ山	1016番34	山林	山林	18,757㎡	7,002.28㎡	44.69㎡

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。
（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 5 土地所有者の住所及び氏名
登記名義人 亡矢野鈴子 法定相続人
幡多郡大月町芳ノ澤701番地 持分30分の1 岡崎 磨智子
兵庫県たつの市新宮町善定279番地 持分30分の1 田淵 明美
幡多郡大月町清王115番3号地 持分30分の1 岸本 加兵
幡多郡大月町清王115番3号地 持分30分の1 岸本 文旭
幡多郡大月町才角797番地 持分15分の1 津田 晴喜
幡多郡大月町清王259番地 持分5分の1 山岡 信夫
幡多郡大月町弘見1093番地10 持分30分の1 増田 信子
幡多郡大月町弘見3002番地 持分30分の1 澤村 勉
幡多郡大月町弘見3002番地 持分30分の1 澤村 薫
幡多郡大月町弘見3002番地 持分30分の1 澤村 辰男
幡多郡大月町大浦1116番地1 持分30分の1 浅井 智枝子
宿毛市西町五丁目15番26号 持分30分の1 宮地 時男
幡多郡大月町芳ノ澤706番地 持分10分の1 岡崎 富美子
奈良県大和郡山田市小林町西二丁目1番地27 持分20分の1 岡崎 聰
高知市神田1410番地59 持分20分の1 岡崎 俊一
四万十市古津賀2269番地22 持分25分の1 沖 悦子
幡多郡大月町芳ノ澤795番地 持分25分の1 佐伯 重喜
幡多郡大月町弘見1421番地1 持分25分の1 佐伯 豊彦
和歌山県橋本市三石台二丁目33番地の13 持分25分の1 佐伯 増美
兵庫県西宮市甲子園四番町11番8号 持分25分の1 中町 つゆみ
- 6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利

の種類
なし

7 裁決手続の開始を決定した年月日
平成26年11月19日

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平26・10・21	号外53	◎告示	5	左 (44～45)	<u>基1Bから基10B</u> までを設定する。	<u>基1Bから基10B</u> を設定する。